

行政文書非公開処分取消請求事件について

令和2年7月27日に訴えの提起がなされた標記訴訟事件につきまして、令和4年4月8日に、東京地方裁判所において判決言渡がありましたので、その概要等について下記のとおり報告いたします。

記

1 事件の概要

原告（区民）が、杉並区長に対し、杉並区情報公開条例に基づき、阿佐ヶ谷駅北東地区土地区画整理事業に関する情報の公開請求をしたところ、杉並区長から仮換地及び評価員に関する情報の一部について非公開とする旨の決定を受けたことについて、非公開とした部分（施行者3者以外の情報を除く。以下「非公開部分」という。）の取消しを求めるとともに、非公開部分の各情報を公開する旨の決定の義務付けを求め、東京地方裁判所に訴えを提起した。

2 判決主文（要旨）

- （1）本件訴えのうち、2法人の土地の仮換地に係る情報の一部及び評価員3名の氏名の情報（以下「公開認容情報」という。）以外の情報について公開を求める部分を却下する。
- （2）杉並区長が原告に対して行った公文書の一部公開決定のうち、公開認容情報を非公開とした部分を取り消す。
- （3）杉並区長は、原告に対し、公開認容情報を公開する旨の決定をせよ。
- （4）原告のその余の請求をいずれも棄却する。

3 区の主張

- （1）仮換地に関する情報について
本件仮換地情報の一部については、情報を公開すると当該仮換地に利害関係を有する者からの問い合わせが多数寄せられること等により、2法人の業務に著しい支障を来し、区の事業活動に著しい影響を生じさせるおそれがあるため、杉並区情報公開条例6条1項3号（事業活動情報）及び4号（行政執行情報）に該当すると判断し、非公開とした。
- （2）評価員に関する情報について
評価員3名の氏名については、同条例6条1項2号に掲げる「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもの」に該当すると判断し、非公開とした。

4 判決後の対応

仮換地に係る評価計算や評価指数に関する情報については、事業活動情報にあたるとする区の主張が認められた一方で、3に記載した区の主張が認められなかったことは遺憾であるが、判決及び判決の趣旨を踏まえ、令和4年5月2日に、非公開とした仮換地に関する情報の一部及び評価員氏名を新たに公開する処分を行った。